

別表十四（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が法第64条の14第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細」の各欄は、通算法人が令第131条の19第3項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の8第2項第5号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。